

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十三号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の4中(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

- (四) 建設業許可申請手数料、建設業許可更新申請手数料、経営規模等評価手数料、総合評定値通知手数料及び経営状況分析手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、建設業の許可若しくは更新、経営規模等評価若しくは経営状況分析を申請し、又は総合評定値の通知を請求し、及び手数料を納付する場合に限る。）

別表第一の二の5の(二)中「（平成十四年法律第五十一号）」を削り、「利用して」を「使用して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。